

議第一号

栃木県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会議規則第十五条の規定により提出します。
平成十九年二月二十日

提出者 栃木県議会議員

高	手	菅	郡	小	吉	佐	小	島	大
橋	塚	谷	司	瀧	沼	藤	高	田	島
文	功	文	信	正	猛	文	和		
吉	一	利	彰	光	栄	男	男	郎	

栃木県議会議長 阿久津 憲 二 様

栃木県議会議規則 第 号

栃木県議会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会議規則（昭和三十七年栃木県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。
第十五条に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長名をもって、あらかじめ議長に提出しなければならない。

第三十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。
第七十二条第二項中「第百九条の二第三項」を「第百九条の二第四項」に改める。

第八十条の見出しを「(起立等による表決)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、押しボタン式投票によって、表決を採ることができる。

4 押しボタン式投票を行う場合には、問題を可とする者は投票機の賛成ボタンを、問題を否とする者は、投票機の反対ボタンを押すことによつて投票する。

第九十八条中「第三十八条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第二項」を「第三十八条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第三項」に改める。

第百条を次のように改める。

第百条 削除

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

提出者 栃木県議会議員

高橋	手塚	菅谷	郡司	小瀧	吉沼	佐藤	小島	大島
文功	文利	文彰	文信	文正	文猛	文和		
吉一	利彰	光夫	栄男	男郎				

栃木県議会議長 阿久津 憲 二 様